

News Release

【お知らせ】北九州・大阪・豊田事業対象地域における高濃度 PCB 廃棄物の  
登録の再開について

令和 7 年 4 月 1 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社  
PCB 処理営業部

弊社の北九州・大阪・豊田の各 PCB 処理事業所における処理については、令和 5 年度末に処理事業を終了しております。終了後に北九州・大阪・豊田事業対象地域内で保管されている高濃度 PCB 廃棄物は、受入れ地方自治体の御理解・御協力の下、弊社の北海道 PCB 処理事業所において受入れ、処理を行うこととなり、令和 6 年 9 月から同年 12 月にかけて、登録を受け付けました。

令和 7 年 1 月以降、新たな高濃度 PCB 廃棄物が北九州・大阪・豊田事業対象地域内で散発的に発見されたことを受け、本日、令和 7 年 4 月 1 日（火）から、当該廃棄物の登録の受付を再開いたしますので、お知らせいたします。

なお、登録受付の締切は、令和 7 年 8 月 29 日（金）を予定しております。

北九州・大阪・豊田事業対象地域内の各保管事業者様におかれましては、以下についてご協力いただきますよう、宜しく願いいたします。

<保管事業者様へのお願い>

北九州・大阪・豊田事業対象地域の高濃度 PCB 廃棄物の登録再開に当たり、以下について、ご留意いただきますよう、宜しく願いいたします。

- **登録受付の締切は、令和 7 年 8 月 29 日（金）**といたします。弊社は令和 7 年度末に処理事業を終了するため、締切日より後の登録申込を受け付けることができません。
- 受入れ地方自治体、住民の皆様とのお約束により、弊社の処理事業は令和 7 年度末にすべて終了します。確実に事業を終えるため、その時点の登録量によっては**締切前に登録を終了する場合がございます。**
- 新たに処理対象物と判明した高濃度 PCB 廃棄物については、弊社に登録を行って下さい。詳しい手続きについては、弊社のホームページをご覧ください。
- 既に管轄自治体に高濃度 PCB 廃棄物の情報提供等を行っていただいている場合は、今後の手続きについて、当該廃棄物の保管場所を管轄する自治体又は弊社よりご連絡いたします。
- 中小企業者等軽減制度については、令和 6 年 9 月に行った制度の変更により、収集運搬費用の補助が実施されております。対象となる保管事業者様におかれましては、詳細を弊社のホームページにてご確認の上、ご申請下さい。
- 登録いただいた高濃度 PCB 廃棄物の処理の時期については、令和 7 年度内の処理を確実に実施するため、**令和 7 年内に搬入を終了させる予定**でございます。

ご不明な点がございましたら、以下までご連絡下さい。

○登録に関するお問合せ先

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 PCB 処理営業部 保管者支援課 西日本分室  
TEL 06-6575-5585

○中小企業者等軽減制度に関するお問合せ先

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 PCB 処理営業部 中小担当  
TEL 03-5765-1920

<ご参考>

○処理申込の手続き

[https://www.jesconet.co.jp/customer/discount\\_02.html](https://www.jesconet.co.jp/customer/discount_02.html)

○中小企業者向けの割引

[https://www.jesconet.co.jp/customer/discount\\_03.html](https://www.jesconet.co.jp/customer/discount_03.html)

以上